

被 保 険 者 様

甲賀市長 岩 永 裕 貴  
(公 印 省 略)

## 令和8年度 国民健康保険「資格情報のお知らせ」の送付について

平素は、国民健康保険事業に関し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

現在、資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちの場合は、有効期限が7月末までとなっています。8月1日以降に医療機関等を受診する際は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）をご利用ください。

今回、マイナ保険証をお持ちの方に「資格情報のお知らせ」をお送りします。「資格情報のお知らせ」のご利用方法については、同封のチラシをご覧ください。



- ・すでに「資格情報のお知らせ」の交付を受けている70歳以上の方および70歳未満の資格確認書交付の方でその後マイナ保険証の利用登録をされた方等へ送付しています。8月1日以降は、今回お送りする「資格情報のお知らせ」をご利用ください。

### 【資格情報のお知らせの有効期限について】

#### ■ 70歳未満の方

有効期限はありません。内容に変更がない限り 新たに交付されませんので現在お持ちの資格情報のお知らせを大切に保管してください。

※令和9年7月末までに70歳に到達される場合は、誕生月に医療費の負担割合の記載された資格情報のお知らせを改めて送付します。

#### ■ 70歳以上の方

令和9年7月末までとなっています。自己負担割合の判定を行い、毎年送付します。

※令和9年7月末までに75歳に到達される場合は、誕生日の前日までの有効期限となっています。

誕生日の前月に後期高齢者医療保険の「資格情報のお知らせ」を改めて送付します。

### 【マイナ保険証の利用が困難な方等へ】

～資格確認書の交付申請ができます～

#### 交付対象者

- マイナ保険証の利用が困難な方（障がいのある方、施設に入所中の方、介助の必要な方等）
- マイナンバーカードの紛失、返納、更新手続中などでカードが手元にない方

マイナ保険証をお持ちの方で、上記の交付対象者については、申請により紙の保険証と同様にお使いいただける「資格確認書」を交付します。申請される場合は、来庁される方の本人確認書類が必要です。（別世帯の代理人が手続きする場合は委任状もご準備ください。）

市役所の保険年金課、または  
土山・甲賀・甲南・信楽の各地域  
市民センターで申請してください。



交付申請書は市ホームページ  
からもダウンロードできます。



「資格情報のお知らせ」の記載内容をご確認ください。

- マイナ保険証を利用されている場合でも、世帯の中で国保資格に変更がある場合は、手続きが必要です。  
手続きに関しては、同封の「滋賀県の国保」最終ページをご覧ください。
- 今回送付した資格情報のお知らせは、6月19日現在の届出状況で作成しています。また、マイナ保険証の利用登録状況は、5月末現在となっておりますので、行き違いの場合はご容赦ください。
- 有効期限が切れた資格情報のお知らせ等は、お手数ですがご自身で細かく裁断するなどして処分してください。（70歳未満の方で有効期限が記載されていない場合はそのまま保管してください。）

国民健康保険税は納期限内に必ず納めましょう。

- 国民健康保険税は、みなさんの医療費を賄う大切な財源です。特別の事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を長期間滞納していると、特別療養費の支給に変更する場合があります。

特別療養費とは…医療費を一度全額自己負担していただき後日、申請により自己負担分（3割または2割）を除いた金額を支給する制度です。

納付が困難なときは、  
お早めにご相談ください。

○納付に関するご相談 税務課 収納推進係 TEL 69-2131 FAX 63-4574

限度額適用認定証の申請は不要です！

- 医療費が高額となったとき、マイナ保険証で受診される場合は限度額適用認定証が不要となります。医療機関等にマイナ保険証を提示する際に、『限度額情報の表示』に同意すれば限度額証を提示した場合と同様に、限度額を超える支払いが免除されますので、事前の申請は不要です。

がいこくせき かた し  
【外国籍の方へのお知らせです】

国民健康保険について  
『国保のしおり』外国語版



- マイナ保険証を持っていても、在留期限が切れた場合は、利用することができません。在留カードの有効期限に注意し、更新手続きを忘れずに行いましょう。

“Notice for foreign nationals”

- Even if you have a My Number card registered for health insurance use, it cannot be used if your period of residence has expired. Please pay attention to the validity period of your residence card and complete the renewal procedures before it expires.

“Aviso aos senhores estrangeiros”

- Mesmo que esteja utilizando o sistema do Myna-Hokensho, não poderá utilizá-lo após o vencimento do visto de permanência. Esteja atento com o prazo de validade e não esqueça de fazer os trâmites de renovação.

【お問い合わせ先】

甲賀市保険年金課国保年金係 TEL 69-2140  
FAX 63-4618